

(敬称略)

※印の地区の委員は選任中です。

主な活動は、日常生活で支援を必要としている方々の相談に応じ、福祉サービスを提供する行政や事業者との橋渡し役として、市民の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮

また、保険料の納付が難しいときは保険料免除・猶予制度や学生納付特例制度の申請も可能です（学生納付特例制度の申請には、学生証のコピー又は学証明書の原本の添付が必要です）。

問合せ先
福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎ 22216

厚生労働省及び日本年金機構では、電話で口座番号や暗証番号、マイナンバー等を聞くことはありません。このようないかなる電話があっても、口座番号等の個人情報回答は答えないようにご注意ください。